次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第７条第１項第２号及び第８条第１項第２号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、次のとおりとする。 第１　食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、歯科医師又は次のいずれかに該当する者とする。 １・２　（略） 第２　運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者 （略） **別表第１**（第１の１関係）　（略） **別表第２**（第２の１関係）　（略）	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第７条第１項第２号及び第８条第１項第２号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食生活の改善指導又は運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、次のとおりとする。 第１　食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者 食生活の改善指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者は、次のいずれかに該当する者とする。 １・２　（略） 第２　運動指導に関する専門的知識及び技術を有すると認められる者 （略） **別表第１**（第１の１関係）　（略） **別表第２**（第２の１関係）　（略）

○厚生労働省告示第二百六十九号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第十六条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用前に実施された特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の結果に基づく特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。）については、なお従前の例による。

平成二十九年八月一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者の一部を改正する告示

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十五年厚生労働省告示第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第16条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第１項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合にあっては、第１に掲げる基準を満たす者とし、特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合にあっては、第２に掲げる基準を満たす者とする。なお、平成36年３月31日までの間は、第２の１の⑶及び⑷中「又は管理栄養士」とあるのは「、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第２の１の⑸及び⑹中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。 第１　特定健康診査の外部委託に関する基準　（略） 第２　特定保健指導の外部委託に関する基準 １　人員に関する基準 ⑴・⑵　（略） ⑶　動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接（面接による支援の内容を分割して行う場合においては、特定健康診査の結果（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診断の結果を含む。４の⑹において同じ。）の全てが判明した後に行う支援を含む。）、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から３月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。 ⑷～⑺　（略）	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第16条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第１項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合にあっては、第１に掲げる基準を満たす者とし、特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合にあっては、第２に掲げる基準を満たす者とする。なお、平成30年３月31日までの間は、第２の１の⑶及び⑷中「又は管理栄養士」とあるのは「、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第２の１の⑸及び⑹中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。 第１　特定健康診査の外部委託に関する基準　（略） 第２　特定保健指導の外部委託に関する基準 １　人員に関する基準 ⑴・⑵　（略） ⑶　動機付け支援又は積極的支援において、初回の面接、特定保健指導の対象者の行動目標及び行動計画の作成並びに当該行動計画の実績評価（行動計画の策定の日から６月以上経過後に行う評価をいう。）を行う者は、医師、保健師又は管理栄養士であること。 ⑷～⑺　（略）